

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	経済安全保障推進法によるサプライチェーンの強靱化 ～半導体、蓄電池等を特定重要物資に指定～
著者 / 所属	柿沼 重志 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	221号
刊行日	2023-1-27
頁	1-15
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r05pdf/202322101.pdf">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r05pdf/202322101.pdf</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

# 経済安全保障推進法によるサプライチェーンの強靱化

## ～半導体、蓄電池等を特定重要物資に指定～

内閣委員会調査室 柿沼 重志

1. はじめに
2. 特定重要物資の指定要件及び解除の考え方
3. 政府による支援
4. 特定重要物資の指定や政府による支援に際しての主な論点
5. おわりに

### 1. はじめに<sup>1</sup>

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）は、令和4年5月11日に参議院本会議で法案が可決、成立した（令和4年法律第43号、同年5月18日公布）。同法は、①特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度及び④特許出願の非公開に関する制度の4つの柱から構成され、このうち①及び③については同年8月1日から先行的に施行されている。

また、同年7月25日には、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（案）」と同時に、「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（案）」及び「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（案）」が公表され、その後、パブリック・コメントに付された上で、いずれも9月30日に閣議決定された。

その後、サプライチェーンの強靱化に関して、同年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」では、「半導体や蓄電池などの戦略物資のサプライチェーンを再構築し、海外が我が国に期待する物資の供給力強化のための工場立地や企業の国内回帰など、国内での『攻めの投資』に対する思い切った支援を行う」とされた。

---

<sup>1</sup> 本稿は、令和5年1月20日の脱稿時点までの情報に基づき執筆している。

次いで、経済安全保障法制に関する有識者会議<sup>2</sup>による議論等を経て、同年12月20日、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」<sup>3</sup>が閣議決定され、①抗菌性物質製剤、②肥料、③永久磁石、④工作機械及び産業用ロボット、⑤航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。）、⑥半導体素子及び集積回路、⑦蓄電池、⑧インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム<sup>4</sup>、⑨可燃性天然ガス、⑩金属鉱産物<sup>5</sup>、⑪船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。）の11物資が特定重要物資に指定された。

本稿では、まず、同年9月30日に閣議決定された「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において定められた特定重要物資の指定要件等について整理する。

次に、特定重要物資に関する政府の支援スキームについて、経済安全保障推進法の該当条文や基本指針を参照し、整理する。

これらを踏まえ、特定重要物資の指定や政府による支援に際しての主な論点を指摘することとしたい。

## 2. 特定重要物資の指定要件及び解除の考え方

### （1）特定重要物資の指定要件

基本指針では、基本的な考え方として、特定重要物資を政令で指定するに当たっては、特に安定供給確保を図るべき重要な物資として、経済安全保障推進法第7条の規定のとおり、次に掲げる4つの要件を全て満たしたものに絞り込んで適切に指定するものとする。

- ・ 国民の生存に必要な不可欠な又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資であること（重要性）
- ・ 外部に過度に依存し、又は依存するおそれがあること（外部依存性）

---

<sup>2</sup> 令和4年11月16日に令和4年度の第4回会議が開催され、政府から特定重要物資として、11分野の案が示され、同案は了承されている。

<sup>3</sup> 同施行令は令和4年12月23日に公布。

<sup>4</sup> いわゆるクラウドプログラムのこと。

<sup>5</sup> マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン及びリンに限る。

- ・ 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する必要があること(外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性)
- ・ 安定供給確保を図ることが特に必要と認められること(本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性)

以下では、4つの要件について、それぞれ詳細に見ていくこととする。

## ア 重要性

基本指針では、国民の生存に必要不可欠な物資とは、当該物資の供給途絶等が発生すると、国民の生存に直接的な影響が生じるものをいうとした上で、国民の生存に必要不可欠な物資かどうかの判断に当たっては、事象の重大性、影響範囲及び代替が困難であることを総合的に考慮するとされた(図表1)。

図表1 「国民の生存に必要不可欠」を判断する3要素

①事象の重大性	供給途絶等が発生した場合に、当該物資を使用又は利用できないことによって、当該物資の受益者に致命的な影響又は不可逆的な障害等を生じさせる蓋然性を高めること等の程度を考慮する。
②影響範囲	例えば、需要規模が大きいこと(使用者数や利用者数が大きいこと等)や国民の生存に必要不可欠な公共サービスの提供に与える影響等の程度を考慮する。
③代替が困難であること	その効用・機能を直ちに他物資で切り替えることが難しいかどうかなどを考慮する。

(出所) 基本指針より作成

次に、広く国民生活又は経済活動が依拠している重要な物資とは、国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりしており、当該物資が使用又は利用できなくなったときに多大な支障が生じ、その支障を回避するための経済合理的な観点からの代替品がないものをいうとした上で、広く国民生活又は経済活動が依拠しているかどうかの判断に当たっては、国民の生存に必要不可欠な物資かどうかの判断と同様に、事象の重大性、影響範囲及び代替が困難であることを総合的に考慮するとされた(図表2)。

図表2 「広く国民生活又は経済活動が依拠」を判断する3要素

①事象の重大性	例えば、次に掲げる事項の程度等を考慮する。 ・当該物資又は当該物資を使用・利用した物品が、国民生活・経済活動の維持にとって基幹的なものであり、供給途絶等が発生した場合に国民生活・経済活動に多大な支障が生じるかどうか
---------	--

	・当該物資が同物資を使用・利用する物品の性能・機能において中核的な構成要素であるかどうか
<b>②影響範囲</b>	例えば、次に掲げる事項の程度等を考慮する。 ・物資の普及・利用の割合が大きいこと（当該物資を使用・利用している国民・企業が多いこと等） ・関連産業の規模が大きいこと（当該物資を使用・利用している産業の規模が大きいこと等） ・大多数の国民又は多くの産業に利用されているインフラ機能の維持に与える影響が大きいこと（当該物資の供給途絶等がインフラ機能の維持や当該インフラを利用する国民又は産業に与える影響が大きいこと等） ・用途が多様であること
<b>③代替が困難であること</b>	他物資ではその機能を直ちに切り替えることが経済合理的な観点から難しいかどうかなどを考慮する。

（出所）基本指針より作成

## イ 外部依存性

基本指針では、外部に過度に依存する物資とは、供給が特定少数国・地域に偏っており、当該特定少数国・地域からの供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得るものをいうとした上で、外部に過度に依存しているかどうかの判断に当たっては、物資ごとの特性を踏まえつつ、特定少数国・地域に依存・集中している程度、国内外からの代替供給確保の可能性及び短期的な供給途絶等への脆弱性の程度を総合的に考慮するとされた（図表3）。

図表3 「外部に過度に依存」を判断する3要素

<b>①特定少数国・地域に依存・集中している程度</b>	例えば、次に掲げる事項等を考慮する。 ・国内需要量に占める特定少数国・地域への依存の程度 ・国内需要量に占める国内生産の程度 ・国内需要量又は国内輸入量に占める最大輸入先国・地域からの輸入量の程度
<b>②国内外からの代替供給確保の可能性</b>	例えば、次に掲げる事項等、特定少数国・地域からの供給途絶等が生じた場合の代替供給確保の可能性を考慮する。 ・我が国が現在依存する特定少数国・地域以外の国・地域の供給余力や世界における供給シェアの状況から判断して、経済合理的な範囲で代替供給を確保することができるかどうか ・国内の生産基盤での供給余力から判断して、経済合理的な範囲で代替供給を確保することができるかどうか
<b>③短期的な供給途絶等への脆弱性の程度</b>	物資ごとに供給途絶等が影響を及ぼすまでの期間及び影響の程度は大きく異なることに留意し、例えば、物資ごとの備蓄や在庫の状況、物資の特性、流通の状況等を考慮する。

（出所）基本指針より作成

次に、外部に過度に依存するおそれがある物資とは、社会経済構造の変化

や技術革新の動向、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められるものをいうとした上で、外部に過度に依存するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、将来における物資の重要性及び成長性、国内外の諸動向等を総合的に考慮するとされた（図表4）。

図表4 「外部に過度に依存するおそれ」を判断する2要素

<p><b>①将来における重要性及び成長性</b></p>	<p>例えば、デジタルトランスフォーメーション（DX）、グリーントランスフォーメーション（GX）等といった、我が国及び諸外国・地域の中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向に沿ったものであり、将来において重要性及び成長性が見込まれる戦略的に意義がある物資かどうかなどを考慮する。</p>
<p><b>②国内外の諸動向</b></p>	<p>例えば、次に掲げる動向等を踏まえ、我が国の社会経済構造に鑑みて戦略的に意義がある物資かどうかなどを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国及び諸外国・地域における政府の産業戦略や科学技術戦略での位置付け等の動向</li> <li>・我が国及び諸外国・地域における民間による研究開発、投資、シェア、設備保有その他当該物資に係る業界の諸動向</li> </ul>

（出所）基本指針より作成

#### ウ 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性

基本指針では、まず、本制度（特定重要物資の指定）は、外部から行われる行為により重要な物資の供給途絶等の国家及び国民の安全を損なう事態が生じることを未然に防止する目的で措置されたものであるとした上で、特定重要物資の指定に当たっては、外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その蓋然性が認められる場合には国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する必要があるとされた（図表5）。

図表5 「供給途絶等の蓋然性」を判断する要素

<p>物資ごとの状況や我が国を取り巻く外交・安全保障環境を始めとする国際関係等の様々な要因が影響し得るものであり、例えば、供給国・地域による輸出の停止・制限、当該供給国・地域内への優先的な供給の実施、生産抑制につながる制限の導入・強化等、外部から行われる行為により想定される供給途絶等のリスクを総合的に考慮する。</p>
--

（出所）基本指針より作成

#### エ 本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性

基本指針では、アからウまでの要件に加え、本制度による施策が特に必要と認められる場合に指定を行うものとする（図表6）。

図表6 本制度による施策が特に必要と認められる場合を判断する2要素

<p><b>①アからウまでの要件を満たす物資であっても、従前からその安定供給確保が政策的課題であり、別途の制度的な措置を講じている場合</b></p>	<p>本制度による措置が他制度による措置と重複する場合には、措置が重複する部分に関し、本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性が小さいと判断される。ただし、措置を講ずる範囲が重複する場合であっても、他制度による措置に加え、本制度による措置を組み合わせることで安定供給確保に資する場合には、措置を講ずる必要性が大きいと判断される場合もある。</p>
<p><b>②安定供給確保のための措置を講ずることの優先度が高く、特にその必要性が認められる場合</b></p>	<p>例えば、次に掲げる場合が、考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の生存に必要不可欠な物資又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、例えば、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要があると考えられる場合</li> <li>・中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる等の戦略的な重要性があることや、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略での位置付け、民間の研究開発、投資等の動向等を総合的に勘案し、例えば、近年、国際環境の変化等を受け、諸外国・地域で物資の囲い込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されているなど、早急に措置を講ずる必要があると考えられる場合</li> </ul>

（出所）基本指針より作成

## （2）解除の考え方

基本指針では、政府は、サプライチェーンを取り巻く環境の変化や安定供給確保のための措置等により、更なる安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなったと考えられる特定重要物資について、将来の社会経済情勢や国際情勢等を見据えて安定供給確保の必要性の有無等を慎重に検討した上で、その指定を解除するものとされた。

## 3. 政府による支援

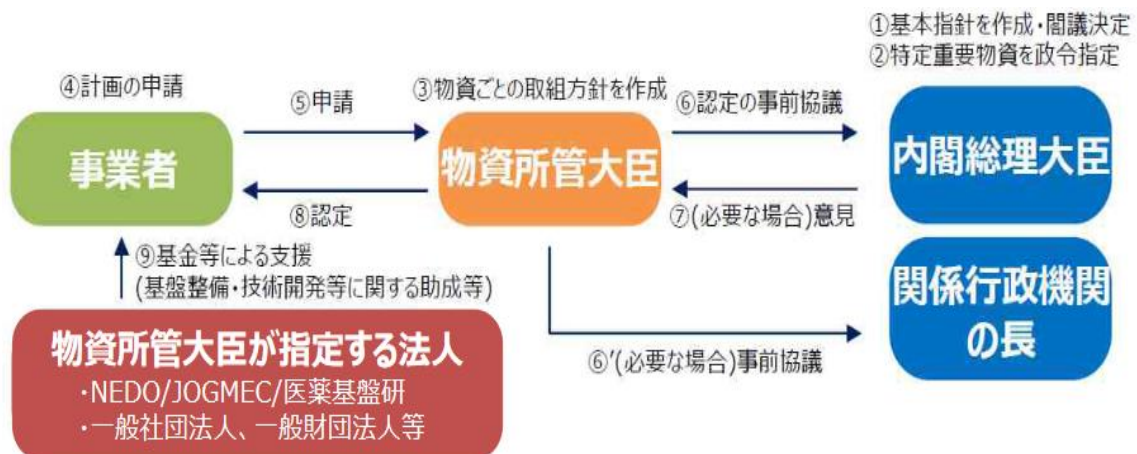
### （1）支援のスキーム

基本指針では、特定重要物資の安定供給確保に関する制度の基本的な考え方において、官民の適切な役割分担の下で、特定重要物資等（特定重要物資又は

その生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラムをいう。)の安定供給確保を図ることが重要である。ただし、民間事業者等による自由な経済活動に制約を加えることはサプライチェーンの合理性及び効率性を阻害することにつながる懸念もあることから、政府は当該サプライチェーンが抱える国際的な競争環境・市場動向、我が国の産業競争力等に留意した上でその強靱化を図ることが不可欠である。そのため、民間事業者等による自由な経済活動を極力阻害せず、過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等による創意工夫を生かした形で、サプライチェーンの強靱化を後押ししていくことが重要であるため、施策の実施に当たっては、こうした趣旨が適切に達成されるよう留意するものとする。とされた。

経済安全保障推進法によるサプライチェーン強靱化はこうした考え方を踏まえ実施されると思われるが、具体的な支援の流れは、①基本指針を作成、閣議決定→②特定重要物資を政令指定→③物資所管大臣は特定重要物資ごとに安定供給確保取組方針を策定→④民間事業者等は供給確保計画を作成→⑤民間事業者等は物資所管大臣に供給確保計画を申請→⑥物資所管大臣は、供給確保計画の認定をするときは、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に事前協議→⑦内閣総理大臣その他関係行政機関の長は必要な場合に意見→⑧物資所管大臣が認定の可否を決定→⑨認定を受けた民間事業者等は法律に基づく支援を受けるとなっている (図表 7)。

図表 7 経済安全保障推進法におけるサプライチェーン強靱化の支援の流れ



(注1) 事業者は、条文上は第9条の「特定重要物資等の安定供給を図ろうとする者」のことであり、民間事業者等(民間事業者+個人事業主)のことである。

(注2) 赤で示されている「物資所管大臣が指定する法人」は安定供給確保支援法人及び安定供給確保支援独立行政法人のことを指す。

(出所) 経済産業省「半導体・デジタル産業戦略検討会議(第5回)資料」(令4.4.14)



なお、③の安定供給取組方針において定める事項が、経済安全保障推進法第8条第2項第1号から第7号までに規定されている。より具体的に取組方針においてどのようなことを記載すべきかについては、経済安全保障法制に関する有識者会議で検討が行われており、これがひな形となって、物資ごとに取組方針が策定される（図表8）。

図表8 第8条第2項各号で規定される事項と取組方針における記載事項

第8条第2項各号で規定される事項	取組方針における記載事項
1. 対象となる個別の特定重要物資等の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4要件への該当性（重要性、外部依存性、供給途絶等の蓋然性、措置の必要性）</li> <li>・内外の政府・民間動向、市場動向等</li> <li>・サプライチェーンの構造</li> <li>・サプライチェーンが抱える課題・動向 等</li> </ul>
2. 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定供給確保に向けた関連施策の全体像</li> <li>・本法により実施する施策の内容 等</li> </ul>
3. 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象（物資の原材料等）の特定</li> <li>・支援対象となる取組内容の特定（例：設備投資、研究開発、備蓄）</li> <li>・事業者に求めるべきコミットメント・供給安定性の確保（例：事業見通しの適切性、需給逼迫時の対応等）</li> <li>・取組の期間、期限（例：○年以上の生産継続） 等</li> </ul>
4. 安定供給確保支援業務等に関して安定供給確保支援法人（独立行政法人）が果たすべき役割に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定供給確保支援業務の内容</li> <li>・基金の管理に関する事項</li> <li>・安定供給確保支援業務の情報管理 等</li> </ul> <p>※特定重要物資ごとに、安定供給確保支援業務を行う法人として、安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、JOGMEC（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）及びNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）を選定</p>
5. 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の要件</li> <li>・指定解除の考え方 等</li> </ul>
6. 個別特定重要物資等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際約束との整合性の確保</li> <li>・経済活動における人権の尊重 等</li> </ul>
7. その他、個別特定重要物資等の安定供給確保に関し必要な事項	周辺環境の変化等に応じて適宜検討

（出所）内閣官房「経済安全保障法制に関する有識者会議（令和4年度第3回）資料」（令4.10.6）より作成

## (2) 令和4年度第2次補正予算による措置額

前述したとおり、政府は、①抗菌性物質製剤、②肥料、③永久磁石、④工作機械及び産業用ロボット、⑤航空機の部品、⑥半導体素子及び集積回路、⑦蓄電池、⑧クラウドプログラム、⑨可燃性天然ガス、⑩金属鈹産物、⑪船舶の部品の11分野を特定重要物資に指定した。

同11分野に関する業を行う事業者は、経済安全保障推進法に基づく供給確保計画の認定を受ければ、図表7で示す政府による支援を受けられることになるが、そのための財源として、令和4年度第2次補正予算で合計1兆358億円が措置されている(図表9)。

図表9 経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に係る予算措置額等

特定重要物資	所管省庁	予算措置額
①抗菌性物資製剤	厚生労働省	553億円
②肥料	農林水産省	160億円
③永久磁石	経済産業省	253億円
④工作機械及び産業用ロボット		416億円
⑤航空機の部品		417億円
⑥半導体素子及び集積回路		3,686億円
⑦蓄電池		3,316億円
⑧クラウドプログラム		200億円
⑨可燃性天然ガス		236億円
⑩金属鈹産物		1,058億円
⑪船舶の部品		国土交通省
	(計)	1兆358億円

(注) 億円未満は切り捨て。

(出所) 各省庁の令和4年度第2次補正予算に関する資料より作成

## 4. 特定重要物資の指定や政府による支援に際しての主な論点

### (1) 指定までのプロセスの透明性

どの産業のどの物資を特定重要物資として指定するかは国会を通さずに政令で決める仕組みとなっているため、恣意的な運用になりかねないと危惧する指

摘もある<sup>6</sup>。

この点について、岸田内閣総理大臣は、「特定重要物資については、その安定供給を確保するため、物資の特性や事業者の取組に応じて、助成金の交付等を行うが、この支援は国民生活や経済活動にとって真に必要な物資に限定して行うこととしており、特定の事業者への巨額支援の横行につながることはない」旨、答弁している<sup>7</sup>が、この点については、国会や会計検査院が監視機能を果たす必要がある。

特定重要物資の指定に先立っては、官民相互で、相当なやりとり（ヒアリング等）が行われた後に、経済安全保障法制に関する有識者会議で案が示され、その了承を得るという過程を踏んできた。指定の考え方は、同有識者会議の資料（図表 10）を見れば一定の理解はできるが、結論ありきの印象も生じ得ないわけではない。

図表 10 各特定重要物資の指定の考え方

特定重要物資	指定の考え方
①抗菌性物資製剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療現場（特に手術の実施）における感染症予防・治療のためには抗菌薬の使用が不可欠。供給が途絶すると、感染症の治療や必要な手術の実施ができなくなる等、国民の生存に直接的かつ重大な影響。</li> <li>・中でも注射用抗菌薬に多く用いられるβラクタム系抗菌薬は、その原料のほぼ100%を海外に依存。</li> <li>・実際に、2019年に製造上のトラブルから原薬の輸入が途絶した際には、一部の医療機関において、手術を実際に延期したなどの深刻な事例が発生。過去供給途絶が発生していることも踏まえ、早急に安定供給確保のための措置を講ずる必要。</li> </ul>
②肥料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料は米・畑作物・果樹等すべての農作物生産に不可欠。その供給が途絶すると農作物の収量が大幅に減少し、国民への食料の安定供給確保に甚大な影響。</li> <li>・肥料の原料は、資源が特定の地域に偏在しており、我が国はそのほとんどの供給を輸入に依存。2021年秋以降、供給先国からの輸出の停滞や、ウクライナ情勢の影響により、主要な肥料原料について現に供給途絶リスクが顕在化しており、早急に安定供給確保のための措置を講ずる必要。</li> </ul>
③永久磁石	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電化・デジタル化の進展に伴い、半導体（脳）、電池（心臓）とともに重要な要素を握るのがモーター（筋肉）であり、その性能を決定付けるのが永久磁石。電動車や発電機、</li> </ul>

<sup>6</sup> 『朝日新聞』（令 4. 11. 17）

<sup>7</sup> 第 208 回国会衆議院本会議録第 12 号 19 頁（令 4. 3. 17）

	<p>家電、軍事用途まで幅広い用途で用いられ、今後も市場が成長する見通し。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本企業のシェアが低下（23%（2013）→15%（2021））する中、外部依存が更に高まる見込み。また、レアアース原料のうち一部の種類は全量外部に依存。</li> <li>・国内安定供給確保への対応に加え、米国も通商拡大法第 232 条に基づき調査する等、安全保障上の関心が高く、経済安全保障の観点からも、早急に措置を講ずることが必要。</li> </ul>
<b>④工作機械及び産業用ロボット</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作機械・産業用ロボットは幅広い製造プロセスを担う物資であり、製造業に不可欠な事業基盤。</li> <li>・足元では、日本メーカーは高い競争力を有し、安定供給を実現している。他方、デジタルトランスフォーメーション（DX）やカーボンニュートラル（CN）等のメガトレンドを踏まえて拡大するニーズへの対応が、今後の国際競争力の維持・強化、ひいては安定供給確保のカギ。</li> <li>・安全保障の観点からも重要な物資であり、我が国としても将来にわたる安定供給の確保に向けて、競争力確保のための措置を早急に講ずることが必要。</li> </ul>
<b>⑤航空機の部品</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の物流・移動手段として国民生活・経済活動が広く依拠する航空機の正常・安全な運航を確保するためには、航空機部素材の安定供給確保が必要不可欠。</li> <li>・このため、特に、①日本が強みを有し、日本からの供給が重要な役割を果たすものであり、②現下の国際情勢に鑑み、日本に強く安定供給の役割が求められているもので、外部への依存が高まるおそれがあるものなど、経済安全保障の観点から重要な航空機部素材について、早急に措置を講ずることが必要。</li> </ul>
<b>⑥半導体素子及び集積回路</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体は、あらゆる製品に組み込まれ、国民生活や産業に不可欠な存在であるとともに、デジタル社会及びグリーン社会を支える重要な基盤であり、今後も市場は大きく拡大する見込み。半導体の供給不足が主要産業に影響を及ぼす中、国内の半導体の安定的な供給体制の構築は、経済安全保障の観点からも喫緊の課題。諸外国は、異次元の半導体支援策を講じている。</li> <li>・世界市場における日本企業のシェアは低下し続けており、また原料については、黄リン・誘導品や希ガス等、海外に大きく依存する物資も存在。今後、更に外部依存が進むおそれがあり、早急に措置を講ずることが必要。</li> </ul>
<b>⑦蓄電池</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池は 2050 年カーボンニュートラル（CN）実現のカギ。再エネの主力電源化に向けた電力の需給調整への活用や、EV・5G 基地局などの電源として今後の電化・デジタル化社会の基盤維持に不可欠な物資。多様な製品に組み込まれ、今後も市場が大きく拡大する見込みである蓄電池の供給不足は、主要産業に大きな影響を及ぼす。海外企業は政府支援も背景に急速に供給を拡大している。</li> <li>・日本は電池セル・部素材において高いレベルで開発・製造できる技術を保有しているが、日本のシェアは大幅に低</li> </ul>

	<p>下。今後、蓄電池の外部依存が更に進むおそれが大きく、早急に措置を講ずることが必要。</p>
⑧クラウドプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドプログラムは、クラウドサービスの役割や機能を決定する。今後、官民の基幹システムや社会インフラ等の領域への拡大が見込まれるが、基盤クラウドプログラムや基盤クラウドサービスを海外事業者に依存。国内に事業基盤を有する事業者が撤退すれば、さらに依存が高まるおそれ。</li> <li>・情報システムの重要性が高まる中、我が国が重要なデータを自律的に管理するには、国内に事業基盤を有する事業者が基盤クラウドサービス事業を提供することが不可欠であり、早急に措置を講ずることが必要。</li> </ul>
⑨可燃性天然ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LNGは我が国の発電の約4割、都市ガスのほぼ全量を占め、LNGの供給途絶が生じた場合は、国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼし得る。</li> <li>・供給の全量を海外に依存し、現に供給途絶リスクが顕在化。</li> <li>・これまで特に冬のLNG調達競争を行ってきたアジアの大需要国に加え、近年の国際情勢により、LNG調達競争に各国が参入。各国がそれぞれ安定供給確保を図ろうとする中、我が国においても、早急に安定供給確保の措置を講ずる必要。</li> </ul>
⑩金属鉱産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要鉱物は多様な用途に用いられ、経済活動が依拠。とりわけ、カーボンニュートラル(CN)に向けて蓄電池、モーター等の製造に必要な、バッテリーメタル(リチウム、ニッケル、コバルト、黒鉛等)やレアアース等の重要鉱物の需要が拡大。</li> <li>・重要鉱物のほぼ全量を海外からの輸入に依存。</li> <li>・資源の獲得競争が激化する中、海外の巨額投資による資源権益の囲い込みや、サプライチェーンの寡占化に対抗するため、早急に安定供給の確保を実現する必要。</li> </ul>
⑪船舶の部品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四方を海に囲まれた我が国はエネルギーや食料等の主要物資の輸入を海上輸送に依存。貿易量の99.5%を海上輸送が担っており、海上輸送が途絶した場合、国民経済・国民生活に甚大な影響。</li> <li>・自律的な海上輸送を維持するためには、船用機器を安定的に生産し、船舶の安定供給を確保することが必要。しかし、中国・韓国等の諸外国・地域においては大規模な公的支援が行われており、民間のみでは対応が困難な状況。国際競争の中、船舶やその航行に不可欠な船用機器の供給を他国に依存せざるを得なくなるおそれ。</li> <li>・国内で調達できない場合、有事の際の経済制裁などにより、船舶や船用機器の供給が途絶し、我が国の船舶・海上輸送の確保に重大な支障が生じるおそれ。また、船舶や船用機器の外部依存により設計・技術情報等が海外に流出することとなる。</li> </ul>

(出所)内閣官房「経済安全保障法制に関する有識者会議(令和4年度第4回)資料」(令4.11.16)より作成

前掲の 11 分野が特定重要物資に指定されるまでに、どのような議論があったのかについては、経済安全保障法制に関する有識者会議の議事要旨に当たる程度しか方法はない。しかし、同議事要旨だけでは、それら 11 分野が指定されたそれぞれの理由は一定程度分かるものの、他の物資と比べてなぜこれらの物資が指定されたのか、ほかにどのような物資が候補に挙がっていたのか、候補に挙がっていた物資はいくつぐらいあったのか等については判然としない。こうした点について、今後、何か改善ができることはないか検討を進めることは、意義があると思われる。

## (2) 支援の規模等

11 分野の特定重要物資に関する事業を行う事業者に対する支援を行うため、令和 4 年度第 2 次補正予算で 1 兆 358 億円が措置された。

これに対し、玉井克哉東京大学教授は、「特定重要物資の指定品目は妥当だが、1 兆円程度の予算では効果が限定的になるのでは」と指摘したとされる<sup>8</sup>。

確かに、米国において、令和 4 年 8 月に、半導体の支援だけで 527 億ドル（約 7 兆円）の補助金を投じる CHIPS<sup>9</sup>及び科学法案が成立していることと比較すれば、小規模であり、心もとないとの感も否めない。しかしながら、ニーズが高い物資に関しては、適切なタイミングで基金<sup>10</sup>を積み増していくことも可能なスキームとなっていることから、まずは 1 兆円規模で始動するというように捉えることもできよう。

なお、1 兆 358 億円の内訳を見ると、半導体素子及び集積回路は 3,686 億円、蓄電池は 3,316 億円で、この上位 2 分野で全体の約 68%を占め、DXやGXを推進する上でも、戦略的な物資とも言えるこれら 2 分野を政府としても強力に支援していくとの姿勢が鮮明に表れている。なお、11 分野のうち 8 分野は経済産業省所管の物資が占めている点も特徴的であると言えよう。

## (3) 支援のメニュー

経済安全保障推進法のスキームでは、物資所管大臣が物資ごとの取組方針を

---

<sup>8</sup> 『日本経済新聞』（令 4.12.21）

<sup>9</sup> Creating Helpful Incentives to Produce Semiconductors（半導体生産の支援インセンティブの創設）の頭文字を取った略称。なお、詳しくは独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）のニュースを参照（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/50bd3e1715a7131c.html>）。

<sup>10</sup> ただし、基金には、中長期的、継続的な支出に適しているという利点があるものの、その運用次第では、財政規律の弛緩につながる可能性もある点に留意すべきであろう。

作成<sup>11</sup>、それに基づく事業者の計画を認定し、同認定事業者に対して、基金による支援（基盤整備・技術開発等に関する助成等）やその他の金融支援が行われることとされている。

この点について、政府参考人は、「法案成立後も、どのような支援が効果的と考えられるか、不断に施策の見直しを行っていききたい」旨、答弁している<sup>12</sup>が、事業者のニーズを踏まえた支援措置となるよう不断の見直しが必要である。

なお、安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による支援申請受付開始は、令和5年3月以降、順次開始予定とされており、どのような支援にどの程度のニーズがあるのか、支援開始後の動向を注視する必要がある。それを踏まえ、支援のメニューに加え、支援額の規模についても、必要な検討を改めて行うべきではないか。

#### （４）特定重要物資の入替えや追加

経済安全保障推進法第48条では、物資所管大臣は、必要な限度において、その所管する事業に係る物資の生産、輸入又は販売の事業を行う事業者（認定供給確保事業者に加えて、それ以外の事業者も含む）に対し、当該物資又はその生産等に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達又は保管の状況について、報告又は資料の提出を求めることができるといった、いわゆるサプライチェーン把握のための調査<sup>13</sup>が規定されている。

今後は、11分野の特定重要物資について、サプライチェーン把握のための調査を活用し、いつまで支援を継続する必要があるのかを見極め、適切なタイミングで指定の解除を行うとともに、適切なタイミングで特定重要物資の追加を行う必要があり、こうした決定に際しては、官民の対話を緊密に図ることが求められる。

サプライチェーン調査に関しては、企業にとって秘匿性の高い機微な情報が含まれる可能性もある<sup>14</sup>ため、同調査がどのように活用され、特定重要物資の

---

<sup>11</sup> 11分野のうち、肥料及び船舶の部品に関する取組方針に関しては、それぞれ令和4年12月28日に先行して公表されている。残りの物資に関する取組方針に関しては、令和5年1月19日に公表されている。

<sup>12</sup> 第208回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号7頁（令4.4.26）

<sup>13</sup> 同調査に関する虚偽報告等に対して、認定供給確保事業者には30万円以下の罰金という罰則を設けることとされているが、認定を受けていない事業者に対する罰則は設けられていない。

<sup>14</sup> 基本指針では、「民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、事業者の過度な負担とならぬよう、公的統計、業界団体が実施する調査・統計の活用や業界団体へのヒアリング等を活用し、法律の規定の施行に必要な限度で調査の対象範

追加指定が決まっていたのか等のすべてをオープンにすることは困難であると思われるが、結論ありきでは、その物資を特定重要物資として指定したことの適否の検証ができないため、可能な範囲で、決定までの過程を透明化するよう努めていくべきではないか。

## 5. おわりに

岸田内閣総理大臣が令和5年の年頭記者会見で、「一部の権威主義的国家は、サプライチェーンを武器として使い、外交上の目的を達成するために経済的威圧を使うようになりました。もはやコストが安いというだけで海外に生産を依存するリスクを無視できません。そして、世界では、官民連携の下での投資促進によって、技術力、競争力を磨き上げる熾烈な競争が起こっています」と述べている<sup>15</sup>とおり、近時、国家として、サプライチェーンの強靱化を図る重要性は一層高まっている。

この意味でも、経済安全保障推進法に基づくサプライチェーン強靱化という政策ツールを有効に活用していくことは非常に重要である。同政策ツールが有効に活用されるためには、官民が緊密に対話を行い、必要な物資に対し、質的にも量的にも必要な支援が行われることが不可欠である。また、政府においては、支援効果の検証と支援先(どういった物資を特定重要物資に指定するのか、どういった企業を支援対象として認定するのか)の見極めが求められ、国会としても、国会論議等を通じて、その活用状況を適宜監視していくべきであろう。

(内線 75103)

---

困、内容等を適切に絞り込むこととする」とされた。

<sup>15</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/statement/2023/0104nentou.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0104nentou.html)